

# 悪臭防止の手引き

## 1. 悪臭防止法について

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行い、その他悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

## 2. 規制地域

- ① 規制地域は地域における悪臭に対する順応状況に応じて、第1種地域、第2種地域及び第3種地域に区分されています。
- ② 小牧市内には、第1種地域及び第2種地域があり、第3種地域はありません。
- ③ 小牧市内の規制地域の区分を示す図面は、小牧市役所市民生活部環境対策課でご覧になれます。

## 3. 規制基準

- ① 悪臭防止法では、悪臭の規制手法として、物質濃度規制（特定悪臭物質の指定を行い、特定悪臭物質の濃度により規制する。）と臭気指数規制（人間の嗅覚を用いて臭気指数を算定し規制する。）の2つの手法が定められています。
- ② 悪臭防止法による悪臭の規制手法として、小牧市では、物質濃度規制による悪臭の規制がなされています。
- ③ 悪臭防止法による規制のほか、小牧市では、市で臭気指数指導基準を定めており、臭気指数による指導等も行っています。
- ④ 悪臭に係る規制基準の詳細は、別表第1を参照してください。

## 4. 届出について

県民の生活環境の保全等に関する条例（第65条第2項）の規定により、別表第2に該当する業種の工場・事業場は、悪臭物質の排出状況について、毎年度終了後1ヶ月以内に届出書を提出する必要があります。

### （悪臭に関するお問い合わせ先）

小牧市役所 市民生活部 環境対策課 環境保全係

代表電話 0568-72-2101 内線 136

直通電話 0568-76-1136

## 別表第 1

## 悪臭に係る規制基準

## 物質濃度規制

悪臭防止法による悪臭の規制手法として、小牧市では、物質濃度規制による悪臭の規制がなされています。

## 敷地境界線における規制基準（悪臭防止法第 4 条第 1 項第 1 号）

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分			特定悪臭物質のにおい
	第 1 種地域	第 2 種地域	第 3 種地域	
アンモニア	1 ppm	2 ppm	5 ppm	し尿のようなにおい
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	腐った玉ねぎのようなにおい
硫化水素	0.02	0.06	0.2	腐った卵のようなにおい
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	腐ったキャベツのようなにおい
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1	腐ったキャベツのようなにおい
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	腐った魚のようなにおい
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	青ぐさい刺激臭
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい
ノルマルバレールアルデヒド	0.009	0.02	0.05	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソバレールアルデヒド	0.003	0.006	0.01	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい
イソブタノール	0.9	4	20	刺激的な発酵したにおい
酢酸エチル	3	7	20	刺激的なシンナーのようなにおい
メチルイソブチルケトン	1	3	6	刺激的なシンナーのようなにおい
トルエン	10	30	60	ガソリンのようなにおい
スチレン	0.4	0.8	2	都市ガスのようなにおい
キシレン	1	2	5	ガソリンのようなにおい
プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	酸っぱいような刺激臭
ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	汗くさいにおい
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	むれたくつ下のにおい
イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	むれたくつ下のにおい

(注) 1 小牧市内の規制地域の区分を示す図面は、小牧市役所市民生活部環境対策課でご覧になれます。

2 小牧市内には、第 1 種地域及び第 2 種地域があり、第 3 種地域はありません。

**煙突等の排出口における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第2号）**

アンモニア、硫化水素、トリメチルアミン、プロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンが規制対象物質であり、その規制基準は、次の換算式によって排出口からの排出量により規制されています。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q：特定悪臭物質の排出量（Nm<sup>3</sup>/h）

H e：補正された排出口の高さ（m）

C m：敷地境界線における規制基準値（ppm）

**排出口からの排出水中における規制基準（悪臭防止法第4条第1項第3号）**

メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチルが規制対象物質であり、その規制基準は、次の表に示す排出水中の濃度により規制されています。

特定悪臭物質の種類	規制地域の区分	$Q \leq 10^{-3}$	$10^{-3} < Q \leq 10^{-1}$	$10^{-1} < Q$
メチルメルカプタン	第1種地域	0.03	0.007	0.002
	第2種地域	0.06	0.01	0.003
	第3種地域	0.2	0.03	0.007
硫化水素	第1種地域	0.1	0.02	0.005
	第2種地域	0.3	0.07	0.02
	第3種地域	1	0.2	0.05
硫化メチル	第1種地域	0.3	0.07	0.01
	第2種地域	2	0.3	0.07
	第3種地域	6	1	0.3
二硫化メチル	第1種地域	0.6	0.1	0.03
	第2種地域	2	0.4	0.09
	第3種地域	6	1	0.3

(注) 1 小牧市内の規制地域の区分を示す図面は、小牧市役所環境交通部環境対策課でご覧になれます。

2 小牧市内には、第1種地域及び第2種地域があり、第3種地域はありません。

**臭気指数規制**

悪臭防止法による規制のほか、小牧市では、市独自に臭気指数指導基準値を定め、臭気指数による指導等も行っています。

**小牧市臭気指数指導基準**

規制地域の区分	敷地境界における基準	煙突等の排出口における基準
第1種地域	臭気指数 10	悪臭防止法第4条第2項第2号の環境省令で定める方法により算出
第2種地域	臭気指数 13	

## 別表第2

### 悪臭物質の排出状況の届出を必要とする業種

県民の生活環境の保全等に関する条例（第65条第2項）の規定により、下表に該当する業種の工場・事業場は、悪臭物質の排出状況について、毎年度終了後1ヶ月以内に届出書を提出する必要があります。

○畜産農業のうち

- ・豚房施設を有するもの（豚房の総面積が50㎡未満のものを除く）
- ・牛房施設を有するもの（牛房の総面積が200㎡未満のものを除く）
- ・鶏を3,000羽以上飼育するもの
- ・うずらを20,000羽以上飼育するもの

○乾燥施設を有する飼料又は有機質肥料の製造業

○コーンスターチ製造業

○紡糸施設を有するレーヨン製造業

○クラフトパルプ製造業

○製膜施設を有するセロファン製造業

○加硫施設を有するゴム製品製造業

○カプロラクタムの製造施設を有する石油化学工業

○石油精製業

○溶鋳炉を有する製造業

○シェルモールド法による鋳物製造業

○化製場

○し尿処理施設（し尿浄化槽を除く）

○ごみ処理場

○終末処理場